

(事務受託希望事業者の登録要件)

事務受託希望事業者となることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 破産の宣告又は破産手続開始の決定の通知を受けていないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。